

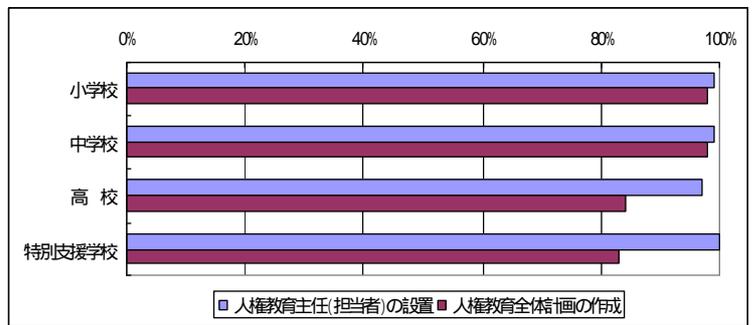
取組 1 0 人権教育の推進

現状

人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方を理念とし、人権という普遍的文化を構築するため、平成14年1月に「群馬県人権教育の基本方針」を決定し、人権教育を計画的かつ総合的に推進しています。

平成19年3月には、「群馬県人権教育充実指針」を策定し、学校教育や社会教育、家庭教育における取組の方向性を示すとともに、人権に関する重要課題を、女性、子どもたち、高齢者、障害のある人々、同和問題、外国籍の人々、HIV感染者等の人々、ハンセン病元患者の人々、犯罪被害者等、インターネット等による人権侵害、その他の人権問題（北朝鮮による拉致問題、アイヌの人々など）の11項目とし、その解決に向けた取組を進めています。

各学校では、人権教育主任（担当者）を設置し、人権教育に計画的に取り組むことにより、児童生徒等の発達段階に応じて人権教育を行い、互いに人権を尊重する態度を身に付けられるようにしています。



人権教育推進状況調査（平成20年2月・公立学校）

各市町村では、人権教育市町村協議会等の人権教育推進体制を整備し、人権教育に取り組んでいます。

- ・人権教育に関する学習機会を提供している市町村の割合： 92.1% (平成19年度)
- ・指導者養成を目的とした講座を実施している市町村の割合： 44.7% (平成19年度)

課題

- ・児童生徒が、様々な人権問題の解決を自分自身の課題としてとらえるために、各学校での人権学習を家庭や地域に広げていくこと
- ・多様化する人権問題に対して、各学校がどのように取り組んでいくか、適切な対応方法について情報を共有すること
- ・地域社会において、多くの人々が参加できるように様々な人権学習の機会を提供すること
- ・地域で多くの人権教育指導者を養成し、社会全体の人権意識を高めること

取組の方向

- ・すべての県民が人権を尊重した考え、行動を取ることができる社会の実現をめざします。

主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権同和施策推進 人権・同和問題に対する県民の理解と認識を深め、この問題の早期解決を図るため、人権啓発活動の市町村への委託、新聞・ラジオによる広報啓発、関係機関との連携強化等を推進します。 	人権男女共同参画課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権感覚育成実技研修会の開催 教職員を対象に、人権感覚育成に有効な手法である参加体験型学習についての実技研修を行います。 	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育推進協議会の開催 各学校の人権教育推進上の諸課題について協議を行います。 	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者対象啓発資料の作成・配布 啓発資料の作成・配布を通して、家庭と連携した人権教育を推進します。 	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育指導者養成講座委託 人権教育の指導者養成のための講座を市町村に委託して開設します。 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育指導者研修（各教育事務所単位） 社会教育における人権教育推進の中核となる指導者の資質向上研修を実施します。 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集会所等における人権教育推進 地域の集会所等を拠点として実施する人権教育を支援します。 	生涯学習課

達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H19)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権感覚育成実技研修会の受講者数（累計） 	800人	2,000人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育指導者研修の受講者数（各年度） 	831人	900人